

## 表彰基準等

### ボイラー技士顕彰規程

(2019年1月1日改正施行)

#### (目的)

第1条 ボイラー運転に関し高い技術力を有し、優れた事績をあげ、ボイラー業界の発展に貢献をしたボイラー技士(以下通称「Dr. ボイラー」という。)を顕彰するものとする。

#### (顕彰候補者)

第2条 候補者は次の各項に該当するものであること。

- (1) 一般社団法人日本ボイラ協会(以下「協会」という。)会員事業場に所属する者又は、賛助会員であること。
- (2) 特級ボイラー技士免許を有していること。
- (3) ボイラー運転に関し、安全運転技術の向上、大気汚染の防止等環境改善、省エネルギー対策等で優れた事績を有し、地域においてボイラー運転技術に関し、第一人者として評価されていること。
- (4) ボイラー運転に関し、後進の指導育成を行っているとともに、顕彰後、Dr. ボイラーとしてボイラー相談員、ボイラー教育指導者等に活動が期待できる者であること。
- (5) 過去に「優良ボイラー技士」として協会会長の表彰を受けた者であること。

#### (顕彰者の決定)

第3条 顕彰者は、前条に該当するものから次の手続きを経て協会会長が決定する。

- (1) 協会支部長等は候補者を推薦するものとする。
- (2) 推薦があった候補者について協会理事会で審査する。
- (3) 顕彰者は毎年度5名以内とする。
- (4) 顕彰者は、協会定款第6条に規定する「特別会員」として協会理事会に推挙する。

#### (顕彰方法)

第4条 顕彰は次により行うものとする。

- (1) 協会会長が表彰状を授与して行う。
- (2) 顕彰は、原則として「全日本ボイラー大会」において行う。

#### (その他の事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、Dr. ボイラーに関し必要な事項は別に定める。

#### (施行期日)

この規程は平成15年4月1日から施行する。

## ボイラー管理優良事業場表彰基準

(2024年4月1日改正施行)

1. 候補事業場は、一般社団法人日本ボイラ協会会員事業場であること。
2. ボイラー等の安全管理体制が確立され、過去にボイラー等に関係した重大災害を発生していないこと。
3. ボイラー等の点検・整備が励行され、ボイラー室が整理・整頓されていること。
4. ボイラーの環境保全に積極的に取り組み著しい成果をあげていること。
5. ボイラーの安全運転、ボイラーの省エネルギーに積極的に取り組み著しい成果をあげていること。
6. 安全、環境等に関するシステム的な管理活動が適切に行われていること。
7. 作業主任者として一級ボイラー技士免許以上の資格を必要とする設備を有すること。
8. 事業場から過去に「優良ボイラー技士」として会長表彰を受けた者がいること。

## 小型ボイラー等管理優良事業場表彰基準

(2024年4月1日改正施行)

1. 候補事業場は、一般社団法人日本ボイラ協会会員事業場であること。
2. 小型ボイラー・ボイラー・小型压力容器・第二種压力容器・第一種压力容器（以下「小型ボイラー等」）の安全管理体制が確立され、過去に小型ボイラー等に関係した重大災害を発生していないこと。
3. 小型ボイラー等の点検・整備が励行され、小型ボイラー等の周囲が整理・整頓されていること。
4. 小型ボイラー等の環境保全に積極的に取り組み著しい成果をあげていること。
5. 小型ボイラー等の安全運転、小型ボイラー等の省エネルギーに積極的に取り組み著しい成果をあげていること。
6. 安全、環境等に関するシステム的な管理活動が適切に行われていること。
7. 10年以上小型ボイラー等の運転の経験を有する者であって、原則として、過去5年以内における「労働安全衛生法第19条の2による能力向上教育若しくは同法第60条の2による安全衛生教育」を受講したもの又は会長が定める講習を受講したもの（表彰年度内に受講予定の者又は本部主催の同教育講師研修修了者を含む。）がいること。

## 優良ボイラー技士等の表彰基準

(2019年1月1日改正施行)

1. 候補者は一般社団法人日本ボイラ協会の会員事業場に所属するボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士（製缶作業に従事する者）又はボイラー据付士（据付作業に従事する者、ただし、基礎、配管のみを行うものを除く。）とする。
2. ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士又はボイラー据付士として20年以上勤務し、かつ、下記の条件を具備していること。
  - イ. 職場の責任ある地位(取扱主任者、班長、組長等これらに相当する地位)にあること。
  - ロ. 責任観念が強く、業務成績が顕著で他の模範となるものであること。
  - ハ. 職場の責任ある地位について、自己の職場から重大災害事故が発生しなかったこと。
  - ニ. 支部長表彰等を受けた者であること。
  - ホ. 技能免許制度のあるものについては、免許資格を有し、免許取得後満20年を経ていること。
  - ヘ. ボイラー技士については、原則として、過去5年以内における「労働安全衛生法第19条の2による能力向上教育若しくは同法第60条の2による安全衛生教育」を受講した者又は会長が定める講習を受講した者（表彰年度内に受講予定の者又は本部主催の同教育講師研修修了者を含む。）であること。
  - ト. ボイラー溶接士・ボイラー整備士については、ヘ.に規定する教育又はこれに準じた教育を受けた者（表彰年度内に受講予定の者を含む）であること。

## 技術高度化奨励賞等の表彰基準

(2024年4月1日改正施行)

### 1. 賞の定義

本賞は、一般社団法人日本ボイラ協会（以下、「協会」という。）の会員サービスの一環として、ボイラー、圧力容器その他のエネルギー機器及びこれらに附属する機器等（以下、「ボイラー等」という。）に関する「論文」、「解説」、「事例」又は「技術伝承」（以下、「論文等」という。）の執筆者を表彰するものであり、以下の3賞とする。

#### (1) 技術高度化奨励賞

「ボイラ研究」の「解説」又は「事例」及びその他機関誌でこれに相当するもので、ボイラー等に関する技術の進展・普及に貢献したと認められるもの、又は業界全体の技術力の底上げに寄与したものの。

#### (2) 優秀論文賞

「ボイラ研究」の「論文」及びその他機関誌でこれに相当するもので、ボイラー等に関する技術の発展に貢献したと認められるもの、又は業界全体の技術力向上の牽引に寄与したものの。

#### (3) 技術伝承貢献賞

「ボイラ研究」の「技術伝承」及びその他機関誌でこれに相当するもので、ボイラー等に関する技術の伝承に著しい貢献をしたと認められるもの。

### 2. 「論文等」の区分

論文等の区分は、次による。

#### (1) 「論文」

「論文」は、独自の調査研究で得られた結果等に基づき、これまで知られていなかった事実等を明らかにしたもの、または、既存手法の改善・応用等により、ボイラー等の技術の発展・解明を行ったもの。

#### (2) 「解説」

「解説」は、ボイラー等に関する技術について、専門的見地からわかりやすく説明したもの。

#### (3) 「事例」

「事例」は、ボイラー等に関する技術の活用を具体例として述べたもの、業界全体の技術力の底上げに寄与したものの、業界全体の理解増進に寄与したものの。

#### (4) 「技術伝承」

「技術伝承」は、ボイラー等に関する過去の制度、技術、習俗などの慣習やものの考え方・物語などを受け継いで後世へ伝承することを対象として、それに係る資料の収集、考察等が優れているもの、あるいは、歴史的価値の高さがあるもの。

### 3. 表彰の対象・選考

表彰の対象・選考は、次の事項をいずれも満たすものとする。

(1) 選考委員会における論文等の評価が同等である場合は、執筆者が協会の会員(会員事業場に所属する従業員又は賛助会員)である論文等を優先する。

なお、個人による著作か団体又は複数の者による共著かは問わないものとする。

(2) 過去1か年に「ボイラ研究」に掲載された論文等、又は過去3か年において、ボイラ一等に関する論文等を本部・支部機関誌、又は他の学会誌等に発表したものであること。

#### 附則

「ボイラ研究」に掲載された論文等について、優秀論文賞及び技術伝承貢献賞を新設した初年度である2024年度は経過措置として過去2年間に掲載されたものを優秀論文賞及び技術伝承貢献賞の対象とする。

## 優良ボイラー技士等の本部事務局長表彰基準

(2019年4月1日施行)

1. 候補者は一般社団法人日本ボイラ協会の本部会員事業場に所属するボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士（製缶作業に従事する者）又はボイラー据付士（据付作業に従事する者、ただし、基礎、配管のみを行うものを除く。）とする。
2. ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士又はボイラー据付士として15年以上勤務し、かつ、次の要件を満たすこと。
  - (1) 職場の責任ある地位（取扱主任者、班長、組長等これらに相当する地位）にあること。
  - (2) 責任観念が強く、業務成績が顕著で他の模範となるものであること。
  - (3) 職場の責任ある地位についた後、過去3年以内に自己の職場から重大な災害が発生していないこと。
  - (4) 技能免許制度のあるものについては、免許資格を有し、免許取得後満15年を経ていること。
  - (5) 過去5年の間に、その職務能力の向上のための社内外の教育等を受けていること。

## ボイラー安全取扱推進賞の表彰基準

(2020年4月1日施行)

1. 候補者は一般社団法人日本ボイラ協会の会員事業場に所属するボイラー取扱作業主任者とする。
2. ボイラー取扱技能講習を修了するなどによりボイラー取扱作業主任者の資格を有する者のうち、ボイラー取扱に係る業務に10年以上勤務し、かつ、次の要件をすべて満たしていること。
  - (1) ボイラー取扱作業主任者として選任された期間が合計7年以上あること。
  - (2) 責任観念が強く、業務成績が顕著で他の模範となるものであること。
  - (3) 職場の責任ある地位についた後、自己の職場から重大災害事故が発生しなかったこと。
  - (4) 支部長表彰等を受けた者であること。
  - (5) 過去に優良ボイラー技士等の本部会長表彰を受けていない者であること。
  - (6) 原則として、過去5年以内における「労働安全衛生法第19条の2による能力向上教育若しくは同法第60条の2による安全衛生教育」を受講した者（表彰年度内に受講予定の者を含む。）であること。



## 圧力容器安全取扱推進賞の表彰基準

(2020年4月1日施行)

1. 候補者は一般社団法人日本ボイラ協会の会員事業場に所属する化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者又は普通第一種圧力容器取扱作業主任者とする。
2. 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習等を修了するなどにより化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者又は普通第一種圧力容器取扱作業主任者の資格を有する者のうち、圧力容器の取扱に係る業務に10年以上勤務し、かつ、次の要件をすべて満たしていること。
  - (1) 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者又は普通第一種圧力容器取扱作業主任者のいずれかとして選任された期間が合計7年以上あること。
  - (2) 責任観念が強く、業務成績が顕著で他の模範となるものであること。
  - (3) 職場の責任ある地位についた後、自己の職場から重大災害事故が発生しなかったこと。
  - (4) 支部長表彰等を受けた者であること。
  - (5) 過去に優良ボイラー技士等の本部会長表彰を受けていない者であること。
  - (6) 原則として、過去5年以内における「労働安全衛生法第19条の2による能力向上教育」を受講した者(表彰年度内に受講予定の者を含む。)であること。
3. 被表彰者のそれぞれの名称は次のとおりとする。
  - (1) 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者  
化学一圧安全取扱推進賞
  - (2) 普通第一種圧力容器取扱作業主任者  
普通一圧安全取扱推進賞